

戦後神奈川における新制高等学校についての一考察

— 「高校三原則」を中心として —

荻野 賢¹

新制高等学校は、占領下の教育改革の中で、学区制・総合制・男女共学のいわゆる「高校三原則」を基本方針として昭和23年に発足した。神奈川の新制高等学校は、昭和20年代後半から30年代にかけてその理念や実態が変容していく。本研究では、その変容の過程と原因を学校資料と行政資料、聞き取り調査などにより、「高校三原則」の視点から考察した。

はじめに

新制高等学校は、全ての国民に中等教育の機会を提供し、生徒の個性と進路に応じた多様な教育を実現するという理念の実現に向け、義務制の新制中学校に続く後期中等教育機関として、昭和23年4月に誕生した。そして、この理念を実現するための具体的手段が学区制・総合制・男女共学のいわゆる「高校三原則」であった。この新制高等学校は、昭和30年代にかけてその理念や実態が変容していく。昭和20年代から30年代にかけての神奈川における新制高等学校の発足と変容について「高校三原則」の視点から考察することは、現在の高校教育改革の更なる充実に向けた取組みの参考とするためにも意義のあることだと考えた。

本研究では、まず神奈川における戦前の中等教育の概要に言及し、次に資料分析や聞き取り調査を通じて、発足当初における神奈川の新制高等学校の実態を明らかにした。最後に昭和30年代における新制高等学校の変容の実態とその原因を考察した。

研究の内容

1 戦前の神奈川の中等教育の概要

明治期の神奈川における県立中等諸学校の設置は、他府県に比べて遅れ、明治30年に久良岐郡戸太町（現横浜市）に設置された神奈川県尋常中学校が最初である。また高等女学校は、明治33年、神奈川県高等女学校が橘樹郡保土ヶ谷町（現横浜市）に設置され、実業学校は、明治41年に神奈川県立農業学校が中郡平塚町に開校した。

大正期に入り、日本経済の発展に伴って全国的に中等教育諸学校への進学者数が増加した。これは、特に従来は少数のエリート養成という性格であった中学校の性格に変化を生じさせたが、文部省がこの時期に抜本的な中等教育改革を行うことはなかった。

中等教育に関しては、昭和12年、内閣に設置された教育審議会の答申に基づき、昭和18年に公布された「中等学校令」により大きな改革が行われた。これによりそれまで全く別系統の学校であった中学校、高等女学校及び実業学校が制度的に統一された。これは日本の中等教育概念における歴史的な転換であったと考えられる（佐々木 1979 pp. 66-67）。

戦時下であるにもかかわらず、中等学校への進学者は急増し、神奈川の場合、昭和10年に3万人弱であった中等学校在学者数は、昭和20年には約7万4千人となった。この進学者急増は入試競争の激化を招いた。この間文部省は、昭和14年に中等学校の収容力拡張と入学者選抜方法の改善を各道府県に指示した。これを受けて神奈川でも入学者選抜方法を改正し、昭和18年度から県立中学校及び高等女学校について、全県をそれぞれ7学区とする学区制を採用した。

2 神奈川における新制高等学校の成立

戦後の教育制度改革は、昭和21年3月に来日した米国教育使節団（第一次）により始まる。使節団は、3月末に、日本の教育改革に関する「第一次米国教育使節団報告書」（以下、報告書と略す）を連合国軍最高司令官マッカーサーに提出し、マッカーサーはこの内容に沿った教育改革を日本政府に勧告した。

報告書では、『下級中等学校』の後に、無月謝で希望者はだれでも入学できる三年制の『上級中等学校』の開設を勧め、「男女共学にすれば財政上の節約ができ、男女の平等を確立する助けになる」「これらの学校は、家事、農業、商業及び工業教育の課程のみならず、なおまた専門学校及び大学の入学準備になる学究的な課程も含むべきである」（伊ヶ崎・吉原 1975）とした。ここに新制高等学校の学区制・総合制・男女共学のいわゆる「高校三原則」につながる理念が示された。

マッカーサーの勧告を踏まえた教育改革の具体化に向けて新たに内閣に設置された教育刷新委員会は、昭和21年12月に第1回建議を行った。この建議の中で、新制中学校に続く教育機関として3年制の高等学校（仮称）を設けることなどが明記された。この建議を

1 神奈川県立永谷高等学校
研究分野（神奈川の教育史）

基本として昭和22年3月に制定された学校教育法によって、新制高等学校は正式に成立した。同法は、新制高等学校の目的を「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」（第41条）とした。これにより、新制高等学校は、新制中学校に続く教育機関として、主に高等普通教育を施す学校にあっても専門教育を施す学校であっても、制度的に一元化されたと考えることができる（佐々木 1979 p. 71）。また同法施行に先立って2月に文部省から出された「新学校制度実施準備の案内」の中では、新制高等学校に関して、「大都市においては極めて専門化した高等学校もあり得るが、その他の地方では、更に進学する者のため、あるいは職業に就く者のために必要な課程を併置する、いわゆる総合的なものを置くようにすること」「必ずしも男女共学でなくてもよいが、教育機会の均等に配慮しなくてはならない」等の内容が示された。こうして新制高等学校は、新学制の実施から1年後の昭和23年4月に発足した。また、文部省が無理なく新制高等学校を発足させるという方針を示していたこともあり、その大半は旧制中等諸学校を母体としたものであった。

神奈川の場合、昭和23年4月に発足した新制高等学校は合計で108校であった。うち公立高校（県立、市立等）が計55校、私立高校が計53校であり、学校数では公立高校と私立高校がほぼ同数であった。ちなみにこのとき発足した県立高校は、以下の29校である。括弧内は現在の校名である。

横浜第一（希望ヶ丘）、横浜第二（横浜翠嵐）、横浜第三（横浜緑ヶ丘）、鶴見、川崎、横須賀、湘南、平塚（平塚工科）、小田原、厚木、秦野、横浜第一女子（横浜平沼）、横浜第二女子（横浜立野）、横須賀女子（横須賀大津）、平塚女子（平塚江南）、小田原女子（小田原城内→小田原）、厚木女子（厚木東）、上溝女子（上溝）、秦野女子（大秦野→秦野総合）、山北女子（山北）、平塚農業、相原農蚕（相原）、愛甲農業（中央農業）、吉田島農林（吉田島総合）、神奈川工業、商工、横須賀工業、川崎工業（川崎工科）、三崎水産（海洋科学）

3 神奈川の新制高等学校における「高校三原則」

(1) 学区制

他の都道府県と同様に神奈川でも新制高等学校が発足した昭和23年度には学区制は実施されなかった。これは、この年がまだ新学制への移行期であり、新制高等学校入学者の大半が旧制中等学校併設の新制中学校卒業生であったためである。しかし昭和23年11月に公選制教育委員会が新たに発足し、教育委員会法が「高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、(中略)その所轄の地域を数箇の通学区域に分ける」（第54条）と規定したため、新たに公立高校に通学区域の設定が必要となった。そこで神奈川県教育委員会(以下、

県教育委員会と略す)は公立高校の学区制実施に取り組み、昭和24年度から普通科について横浜市内を1学区とする全県9学区制の委員会案を決定した。しかしこの学区案には、神奈川県軍政部の要請によって各地で開いた公聴会で反対が相次いだ。このため県教育委員会では、昭和24年度に限り、当初案に若干の修正を加えた9学区制を採用し、昭和25年度については、昭和24年度の状況を踏まえて再協議することとした。

昭和24年度となり、横浜市教育委員会が市内中学校長会や横浜市教職員組合の要望を受けて、小学区制採用を県教育委員会に具申した。一方、小学区制導入反対の声も強く、11月には横浜市内保護者有志や神奈川県高等学校教職員組合(以下、神高教と略す)などが12万人分の小学区制反対署名を県教育委員会に提出した。これにより県教育委員会と横浜市教育委員会が対立する状況となったが、両者が数次にわたる協議を行った結果、11月30日に両委員会が協力して事態を打開していく旨の声明書を発表した。こうして普通科については、横浜市のみ10の小学区、その他の地域は原則中学区とした全県19学区、職業科については全県1学区とすることを県教育委員会は決定し、昭和25年1月11日に「神奈川県高等学校通学区域表」として発表した。

(2) 総合制

「第一次米国教育使節団報告書」に示された上級中等学校は、アメリカの農村と郊外で発達した総合制ハイスクールをモデルとしたものであった。この総合制ハイスクールの理念は、民主主義社会の市民として共通に学ぶ必修科目と生徒の多様な進路希望に合致した豊富な選択科目を用意することで、普通教育と専門教育を実現しようとするものである。これは、今日の総合学科高校の理念と近い。しかし実際に当時の日本で誕生した総合制高校は、小学区と男女共学とを基礎とした多学科併置制であった。このことについて、当時の文部省がどのような認識を持っていたのか確認する。

先の「新学校制度実施準備の案内」では、当時の文部省が総合制を多学科併置制や一地域内に複数の学科を併存させる地域総合制として認識していたことが分かる。次いで昭和22年12月に出された「新制高等学校実施の手引」では、総合制の必要性が通学機会の均等という点から強調して述べられているが、その実施については、各地方の主体性が強調されている。

一方、教育課程の面から新制高等学校の教育課程を文部省が最初に示したのは、昭和22年4月の「新制高等学校の教科課程に関する件」である。この中で初めて、卒業単位が85単位と示され、戦前の中等学校にはなかった単位制の概念が示された。そのうち、必修教科の38単位(国語・一般社会・体育の共通必修23単位と選択必修15単位)以外は全て選択教科とされた。この新制高等学校の新たな教育課程について、その理解を促すことを目的に詳細に説明したのが、『新制高等学

校教科課程の解説』である。ここでは、普通教育を主とするか、職業教育を主とするかは学校種別の違いではなく専攻する課程（＝学科）の違いであり、全ての新制高等学校は、基本的に総合制高校であるとした。その上で、この解説書で推奨されている総合制高校の教育課程には以下のような特色があった。

最初に大幅な選択制の採用である。これについてこの解説書では、「一人の生徒が三年間にとる教科の二倍またはそれ以上の教科をおくようにすべきである」（p. 66）としている。次に職業教育の必要を満たすことが強調されていることである。そして最後に異なる課程の生徒を混合したホームルーム構成とすることを推奨していることである。

実際の神奈川における総合制の状況について確認する。県教育委員会は、昭和24年度教育計画で「地方の要望と生徒の希望に応ずるため相原農蚕に普通科を設置する外女子高校の三校に商業科、二校に家庭科を併置する」（『かながわ教育 昭和24年6月号』）と述べている。次の昭和25年度教育計画でも総合制を更に充実させる方針を述べている。

総合制高校の類型を『高校教育論』（佐々木 1976）を参考に次のように分類し、昭和26年当時の神奈川の公立高校のうち総合制であった高校を第1表に示した。

- I 旧制中学校または高等女学校に新たに職業科を設置した高校
- II 旧制実業学校に新たに普通科を設置した高校
- III 2校以上の旧制中等学校を統合した高校
- IV 分散している複数の旧制中等学校の校舎をそのまま使って一つに統合した高校
- V 複数の職業科をおいた高校

第1表 昭和26年度における神奈川の総合制高校

学校名	設置学科	類型
市立鶴見工業高校	普・工	II
同 横浜商業高校	普・商	III
同 港高校(定時制)	普・商	II
県立商工高校	商・工	V
市立川崎高校	普・家・商	III
県立三崎高校	普・家	I
同 茅ヶ崎高校	普・家	※
同 平塚高校	普・工	II
同 平塚江南高校	普・商	I
同 平塚農業高校	農・家	V
市立平塚商業高校(定時制)	商・普	II
県立厚木東高校	普・家	I
同 上溝高校	普・商	I
同 相原農蚕高校	普・農	II
同 大秦野高校	普・家	I
同 小田原城東高校	普・商	III
同 吉田島農林高校	普・農	II

※茅ヶ崎高校は昭和23年に茅ヶ崎市立として開校した。

この表から、昭和26年当時の神奈川の52校の公立高校の約3分の1の17校が総合制であったことが分かる。この中で、西日本の府県に多く見られた類型IVに該当する高校はなく、類型IIIに該当する高校も県立小田原城東、市立横浜商業、市立川崎の3校のみである。これは神奈川においては、学校の統廃合がほとんど行われなかったということがこの傾向に影響を与えているものと思われる。

残り14校の中で、類型Iに当たる高校が5校ある。これらは全て戦前に高等女学校であった高校であり、普通科に加えて設置された学科は、商業科又は家庭科となっている。一方で戦前に旧制中学校を前身に持つ高校は、全て普通科高校となっている。また、小学区制となった横浜市内の高校で総合制となったのは、類型Vに当たる高校の商工を除くと、いずれも市立高校である。さらに、戦前に農業学校であった高校も総合制高校は多い。

(3) 男女共学

戦後の教育改革の中で重視されたのが男女共学であったが、新制高等学校では必ずしも共学でなくてよいとされた。神奈川の公立高校では、昭和25年度から原則として全ての高校を男女共学とした。しかしその実態を『神奈川県教育概要 昭和25年度版』から見ると、工業高校や農業高校の多くが実質的に男子校であり、また旧制高等女学校を前身に持つ高校の多くが実質的に女子校であった（第2表参照）。

第2表 新制高等学校（全日制）生徒の在籍状況表

第1学年在籍生徒が男子のみである公立高校	第1学年在籍生徒が女子のみである公立高校
県立神奈川工業高校	県立横須賀大津高校
同 横須賀工業高校	同 藤沢高校
同 三崎水産高校	同 大秦野高校
同 相原農蚕高校	同 小田原城内高校
同 平塚高校	同 小田原女子高校※
同 愛甲農業高校	同 厚木東高校
同 小田原商業高校※	市立高津高校
市立横須賀工業高校	市立横須賀第一高校
	同 横須賀第二高校
	町立逗子高校

※小田原商業高校と小田原女子高校は、昭和26年4月に統合され、小田原城東高校となった。

男女共学の実施形態には、具体的に次の3方式があった（山田 1992）。

併合方式…男子校と女子校が一つの学校に統合する。
交流方式…二校以上の男女校がそれぞれ通学地域などによって入れ換える。

補完方式…新しく入学してくる生徒に対して男女共に入学資格を与える。

神奈川の公立高校のほとんどは補完方式であった。

この方式では、名目上男女共学となっても、実際に男女それぞれの入学生徒がいなければ、実質的に共学にはならないという問題があった。

新制高等学校における男女共学については、特に保護者の中に学力低下や風紀上の問題などから抵抗が大きかった。そこで新制高等学校が発足した当時、県教育委員会や神高教などによって、高校教員や生徒、保護者を対象とした男女共学の影響について調査が行われた。しかし高校の教員や生徒からは、当初懸念された学力低下の結果は得られず、むしろ授業に活気が出るなど良い影響を与えたという回答がなされている。一方、保護者には、まだ抵抗がある意見も多かった。

(4) 他の都道府県の状況

文部省は、旧制中等学校を最大限に活用して新制高等学校を無理なく発足させたが、その結果として新制高等学校の実態が旧制中等学校と大きく変わらず、「高校三原則」の実施は不徹底であった。これはGHQの民間情報教育局（CIE）でも問題となり、昭和23年10月27日、新制高等学校の男女別学、単科課程、無学区制を批判する声明がCIEから出された。この後、特に西日本の多くの府県では、各地方軍政部の強い指導もあり学校の統廃合による再編成を行って「高校三原則」を実現させようとした。その結果、「高校三原則」の実施状況について西日本と東日本では大きく異なる状況となった。例えば総合制は、福井、広島、宮崎の3県で完全に実施され、京都府や鳥取県も全国平均の42%に比べて高い実施率であった。また学区制や男女共学についても同様の傾向が見られた。一方東日本、特に宮城や埼玉では男女共学や総合制の実施率が低かった。この違いは、当時の地方教育行政に大きな影響力を持っていた各地方軍政部の教育担当の方針の違いによるものであった。

4 神奈川における新制高等学校の変容

(1) 新制高等学校の理念の変容

昭和27年に日本が独立を回復する頃から、経済界などから戦後教育に対して多くの批判がなされるようになった。また大幅な選択制を基本とした教育課程や総合制に対しては、現場の高校教員からの不満も多かった。これは、選択制の採用によって教育課程の計画性が崩れたことや、施設や教員の不足が原因であった。

これに対し文部省は、昭和31年度から新しく改訂した「高等学校学習指導要領一般編」に基づく教育を実施し、それまでの選択制を基本とした教育課程を各高校があらかじめ用意した類型を生徒が選択するというコース制に改めた。

さらに昭和32年、中央教育審議会による「科学技術教育の振興方策」の答申を受けて、文部省は、工業高校増設の方針を決定した。

一方、経済成長に伴って高校進学率は急上昇し、昭

和25年の全国平均42.5%が、昭和35年には57.5%、昭和40年には70.6%となった。進学率上昇によって多様な生徒が高校に入学したこともあり、昭和35年に高等学校学習指導要領が改訂され、昭和38年度から実施された。しかしこの改訂によって高校の教育課程は、そのほとんどが必修科目となり、新制高等学校の教育課程の中心ともいえる選択制は実質的になくなった。

(2) 神奈川における学区制の変容

昭和30年代に入ると神奈川における高校進学率も、他の都道府県と同様に急上昇した。また、神奈川は他県からの流入人口も多かったため、高校進学希望者が急増した。しかしながら、昭和30年代前半までの県立高校新設は、昭和31年の多摩高校、翌年の西湘高校の2校にとどまっていた（ほかに横浜市立南高校が新設）。そこで、この間の高校進学希望者急増に対しては、私立高校の定員増により対応する状況であった。しかし、いわゆる団塊の世代が高校進学期を迎える昭和30年代後半になるとそれも限界となった。このため神奈川では、昭和37年に磯子工業高校など工業高校4校が開校し、川和高校など普通科高校4校、平塚商業高校等の設置も決定した。また、横浜市も市立東高校の設置を決定するなど多くの高校が新設された。それにより、特に昭和25年度以来大きな変更が行われていない通学区の改正が必要となった。そこで県教育委員会は、昭和37年8月に学区制調査会を設けて学区改正について検討した。そして、10月16日の学区制調査会による答申、「神奈川県公立高等学校の学区制について」を受けて、県教育委員会は新しい学区規則を決定し、これを11月13日、県教育委員会規則第17号「神奈川県公立高等学校通学区区域規則」として公布した。

その改正の要点は、まず、普通科の学区について、横浜市内の10の小学区を北部、中部、南部の3学区とし、愛甲高座中部、相模原、津久井を県央学区として一つにまとめ、平塚・大磯と秦野・伊勢原を平塚秦野学区としてまとめるなどして、全県を九つの中学区としたことである。次に出身中学校長の同意を得た生徒は、学区外の高校へ志願できるとしたことである。そして学区外の入学定員はそれぞれの高校の入学定員の1割以内とした。この規定は、昭和37年調査時の全県の越境入学者の平均値である12.2%という値から出てきたものである。しかしこれは、湘南高校をはじめとして越境入学者が多かった高校の現状を認めたものであり、学区改正の観点から問題を残した（飯島 1997）。

(3) 総合制・男女共学の変容-平塚大磯学区を中心に- ア 神奈川における総合制・男女共学の全体状況

神奈川の場合、昭和30年代にかけて、総合制として存続する高校も多かった。また、川崎市立高津高校のように新たに家庭科を新設して総合制となった高校もあるが、昭和30年代を通して総合制高校の数はそれほど変化していない。特に旧制高等女学校であった高校

では、平塚江南を除くと、大秦野、上溝、市立川崎など多くの高校が総合制として存続している。

一方、男女共学の状況については、神奈川の場合、昭和30年代に入ると、旧制高等女学校であった高浜、上溝、伊勢原の各高校が実質女子校となるなど、男女別学の高校数はわずかながら増加している。また工業高校は、全ての高校が男子校、もしくは女子生徒の在籍が極端に少ない状態であった。ただし、昭和25年以降に新たに開校した公立普通科高校は全て男女共学であり、旧制中学校であった普通科高校では、実質男子校となった秦野高校を除くと多く高校で女子生徒の割合が増加しているため、全体としては大きな変化はないと言える。

イ 平塚大磯学区の公立高校に見る総合制と男女共学の変容

昭和25年度通学区域による平塚大磯学区の公立高校、特に普通科が存在した4校を例に挙げ、総合制・男女共学の変容について考察した。平塚大磯学区を扱ったのは、平塚及び大磯という狭い地域に数多くの種類の公立高校が存在し、神奈川全体の実態を考える上で適当であると考えたためである。

平塚大磯学区には、昭和25年当時、計6校の公立高校が存在した。このうち全日制（当時は「通常の課程」と称した）普通科は4校に設置されていた。また総合制高校は4校であり、男女共学は平塚高校を除く5校で実施された。以下、平塚、平塚江南、高浜及び大磯各高校の昭和20年代後半から30年代にかけての状況を各高校の50周年記念誌を参考にして略述した。

(7) 県立平塚高等学校

昭和20年7月の空襲によって校舎を焼失した旧制県立平塚工業学校は、昭和23年に総合制（普通科と工業科）の県立平塚高等学校として新たに出発した。当時の学校関係者は、復興後は普通科をできるだけ早く別の高校として独立させ、工業高校として再出発させたいと考えていたようである。ところが実際は、普通科の生徒数が工業科の生徒数を上回り、この学区唯一の男子普通科高校として大学進学希望の生徒も多数入学を志願し、当初の意図に反して普通科が発展していった。

しかし、県の工業高校増設という方針を受けて県教育委員会は、昭和45年度を目標とした高校整備計画で平塚高校普通科の廃止を決定し、昭和37年度に平塚高校普通科は募集停止となった。この普通科廃止に対しては、普通科在校生や保護者から強い反対の声があったが、結局、昭和39年3月に普通科は廃止され、10月には校名も県立平塚工業高等学校と改められた。

(イ) 県立平塚江南高等学校

県教育委員会の方針と地域社会の要求により、県立平塚女子高等学校は、昭和24年度から、商業科を設置して総合制高校となった。さらに昭和25年度に神奈川

県全体で男女共学が実施され、学校名が県立平塚江南高等学校に変更された。なお初年度の男子の入学者は96名であった。昭和25年に校長となった直井要氏は、次のように回顧している。「県の男女共学の方針により、江南に男子100名を入学させよということで、男子生徒が入学した。しかし女子の中にあまりにも男子が少なく萎縮してしまう心配があるので、男子の数が増えるまでは、ホームルームや授業は男女別学で行った」。一方、昭和24年度に設置された商業科については、男子生徒の増加によって同校の大学進学率が高まるにつれて入学希望者が少なくなったとして、昭和28年に募集を停止した。この頃から同校では、男子生徒増加の学校方針を打ち出し、昭和30年代半ばには、男女の生徒数がほぼ半々となった。

(ロ) 平塚市立高浜高等学校

昭和25年に女子校から男女共学校となった平塚市立高浜高等学校では、この年に55名の男子生徒が入学した。しかし、高浜高校で男女共学制が定着することはなかった。同じ学区の中で高浜高校と同様に旧制高等女学校を前身に持つ平塚江南高校と大磯高校が、男女共学開始当初、男子生徒が少数であるということもあって、男女別でホームルームを編成していたのに対し、高浜高校は当初から男女混合のホームルームを編成した。しかしその結果、同校に入学した少数の男子生徒は、女子の多い教室になかなか入らないなど問題も多かったようである。男女共学実施3年後の昭和28年度からは、男子の入学志願者がいなくなり実質的に女子校となった。また昭和31年春、平塚市の財政事情が悪化したという理由から、高浜高校は県立移管することとなり、昭和34年4月に神奈川県立高浜高等学校となった。

(イ) 大磯町立大磯高等学校

大磯高校も戦前は、町立の高等女学校であった。昭和23年4月、大磯町立大磯女子高等学校として新たに出発したが、当時の町の財政事情では、新制中学校と新制高等学校の両方を維持していくことは難しい状況となり、廃校問題が起こった。これに対してPTAなどを中心とした県立への「昇格実行委員会」の働き掛けもあり、大磯町が新たに校地を用意するなどの条件で県立移管が確定し、昭和26年に県立移管がなされ神奈川県立大磯高等学校となった。

県立移管の前年の昭和25年には男女共学が実施され、16名の男子生徒が入学した。大磯高校ではその後、順調に男子生徒の割合が増え、平塚高校普通科廃止に伴い昭和37年度に募集定員が増やされたこともあり、男女共学は定着していく。

以上、昭和25年度の平塚大磯学区の公立高校普通科（内2校は総合制高校）を中心に総合制と男女共学の変容を略述した。そこから、総合制については、平塚高校は県の政策により、平塚江南高校は学校側の事情

により廃止されたと言える。男女共学はほぼ定着していくが、学区全体の状況の中で実質的には男子校や女子校として続いていく学校もあった。

(4) 神奈川における新制高等学校の変容についての考察とその後の展開

神奈川における新制高等学校の変容の実態を、「高校三原則」の視点から見てきた。神奈川の場合、学区制については、昭和37年の学区改正まで大きな変更は行われなかった。約3割強の公立高校で実施されていた総合制も一部の高校が単科制となったが全体としては大きな変更はなかった。男女共学については、県全体の傾向を示すことはできないが、地域別に見ると、横浜市や川崎市ではほぼ定着していた。一方で、県西部や北部では実質的に女子校となる高校も多くあった。この状況が大きく変容するのが、昭和30年代末頃からである。それは、いわゆる団塊の世代の高校進学期を迎えるに当たり、県の予測を大きく超えた進学希望者にどう対処するかという現実の問題に直面したからである。その結果が昭和37年の学区改正であり、県立高校新設であった。また昭和30年代末からの総合制の減少は、高校進学率だけでなく、大学・短大の進学率も上昇する中で普通科への進学希望者が増えたためでもある。男女共学については、全県的には定着して行く方向性が見られるが、なお旧制高等女学校であった高校を中心に一部の高校では、女子校あるいは男子校として存続した。これは、当該の学校の伝統を尊重する風潮が強く残っていたためだと考えられる。

昭和40年代以降、神奈川では進学率上昇と県の人口増によって更に高校進学希望者数が増加した。このため、県教育委員会では、昭和48年に「高校百校増設計画」を策定し、普通科を中心とした多数の高校を新設した。この計画終了後、多様化した生徒の興味・関心などの新たな事態に対応することが必要となり、平成11年11月に、総合学科高校など新しいタイプの高校の設置拡大などを内容とする県立高校改革推進計画を県教育委員会は決定し、翌年の平成12年度から10年間にわたり県立高校改革に取り組んだ。

おわりに

新制高等学校の理念について改めて考えてみると、それは、民主主義社会の市民として必要な資質を養うことと、生徒の個性と進路に応じた多様な機会を実現するため、普通教育と専門教育を行うというものであったと言える。それを実現するための具体的手段が「高校三原則」であった。しかし日本では、元々中等教育の在り方がアメリカとは違っていた上に、実際の新制高等学校は、ほとんどが戦前にあった中等学校を引き継いで生まれたため、多くの人々が新制高等学校に旧制中学校や高等女学校の姿を重ねてしまった。さらに総

合制高校を実現するための施設も教員も満足にはなかった。それでも、この理念を実現しようとするためには、学校の統廃合などを強引に行う必要があった。ところで神奈川の場合、「高校三原則」を厳密に実施してきたとは言い切れない事実があった。しかし三原則をほとんど実施しなかったというわけでもない。理念と現実の間で妥協点を見つけたとも言える。

高等学校は、現在でも「普通教育及び専門教育を施す」(学校教育法50条) ことにより完成教育を行うための教育機関として捉えられる場合が多い。しかし現実の社会は、高校を大学など高等教育への準備教育として捉える場合が多かった。ここに新制高等学校が変容していく大きな要因があった。新制高等学校が大きく変容していくのは、高校のみならず大学・短大進学率の上昇と、いわゆる団塊の世代の高校進学期が重なった昭和30年代末からであり、これは当初の教育関係者が意図していなかった変容でもあったとも言える。

今日、高校進学率は全国で95%を超え準義務教育とも言える状況となっている。それは中等教育機会を全ての国民に提供するという戦後の教育改革の目的を実現したものでもある。そこで昭和20年代の新制高等学校の理念を改めて見直してみることは、今後の高等学校の在り方を考える上でも参考となることではないだろうか。

引用文献

- 神奈川県教育委員会事務局調査課編 1949 『かながわ教育 昭和24年6月号』 p. 5
文部省学校教育局 1949 『新制高等学校教科課程の解説』教育問題研究所
伊ヶ崎暁生・吉原公一郎 1975 『米国教育使節団報告書他』現代史出版会 pp. 93-94

参考文献

- 神奈川県立大磯高等学校 1977 『磯高五十周年記念誌』
神奈川県立高浜高等学校 1984 『創立五十周年記念誌』
神奈川県立平塚工業高等学校 1989 『創立五十周年記念誌』
神奈川県立平塚江南高等学校 1973 『神奈川県立平塚江南高等学校創立五十周年記念誌』
飯島敏 1997 「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度の変遷一特に通学区域を中心として」(『神奈川県戦後教育史研究 創刊号』 pp. 35-37)
佐々木亮 1976 『高校教育論』大月書店 pp. 60-61
佐々木亮 1979 『高校教育の展開』大月書店
山田朋子 1992 「新制高校成立過程の研究(1)」(『月刊高校教育1992年6月号』)学事出版 pp. 113-115